

平成24年度

町政執行方針



厚岸町

1 はじめに

平成24年厚岸町議会第1回定例会の開会にあたり、町政執行に関する私の所信を申し上げます。

私は、平成13年に厚岸町長に就任して以来、厳しい行財政状況にありながらも創意と工夫を凝らし、町民の希望の芽をしっかりと守り育てることを念頭に置きつつ、町民の皆さんと行政がともに将来を見据えて協力してまちづくりを進める「協働のまちづくり」を基本理念として町政の執行にあたってまいりました。

この間、幾多の試練に直面いたしました。とりわけ、昨年3月11日に発生した「東日本大震災」を決して忘れることはできません。自らが被災者であるにもかかわらず、町民の生命、財産を守るために懸命に動き回る町職員の姿に信頼感を覚えた町民も多かったことと信じております。災害時に「司令塔」となる役所が、どこまで機動的で応用力があるかが、地域の命運を分けるといっても過言ではありません。私を含め、町職員の一人ひとりが災害の際に果たすべき役割について十分な自覚を持ち、責任ある判断ができるように、さらに心がけてまいります。

本年度は、私の3期目の任期の総仕上げの年となります。東日本大震災による津波被害の復旧や今後予想される災害への対応、依然として回復の兆しが見えない経済情勢など、課題は山積しておりますが、「誰もが住みよい、住みたくなる、来たくなるまちづくり」を目指して私が公約として掲げた8つの約束を確実に果たし、誰もが「暮らしに豊かさ実感できるまち」の創造に向けて全力で町政を推進してまい

ります。

町民の皆さん並びに町議会議員各位の御理解と御協力を改めてお願いいたします。

2 町政に臨む基本姿勢

今、我が国は、東日本大震災や原発事故、急激な円高やデフレによる経済への影響、社会保障と税の一体改革、加えて、少子高齢、人口減少時代に入り、大きな岐路に立っています。

こうした状況にあっても、豊かな町民生活が永続できる地域社会を築き上げていくため、次の3つを重点施策として力強く町政を推進してまいります。

まず、一点目は「防災力の強化」であります。東日本大震災は、日本に未曾有の被害をもたらし、厚岸町も漁業を中心に甚大な被害を受けたことは記憶に新しいところであります。被害の大きかったアサリ礁を除いた漁業施設については概ね復旧しましたが、町民の命を守る津波対策については課題が浮き彫りとなりました。こうした中、全国各地で大規模地震の発生が予想されており、この道東地域においても500年間隔地震発生の切迫性が報じられております。このため「有備無患^{ゆうびむかん}」、すなわち「備えあればうれえなし」を念頭に、いつ起きてもおかしくない災害に備え、避難場所、避難路、防災資器材の整備のほか、新たな協定や各種計画の策定・見直しなど、早急に行政として取り組むべきさまざまな施策を講じ、安全で安心なまちづくりを進めてまいります。なお、国の第3次補正予算における防災関係事業

の予算化を受け、実施可能なものから順次対応を図るべく、本定例会に補正予算を提案させていただいておりますが、実質的な着手が本年4月以降となることから、この執行方針には、これらの繰越事業も含めておりますことをあらかじめ御承知願うものであります。

二点目は、「地域経済の回復」であります。国内経済は依然として先行き不透明な状況にあります。厚岸町の社会経済もまた厳しい現状にあることから、昨年4月に「厚岸町中小企業振興基本条例」を施行し、地域経済の中核を担う中小企業の振興策を推し進めることといたしました。本年度は、この条例に基づき、具体的な振興方策を明示し、商店街を含めた中小企業の活性化による地域経済の回復に向けた足がかりを築いてまいります。

三点目は、「財政の健全運営」であります。私は、これまで3次にわたる財政運営基本方針のもと町財政の健全化に取り組んでまいりました。しかし、地方財政の生命線とも言える地方交付税は、算定基礎となる平成22年国勢調査人口の減少などにより、本年度においても前年度同様に減額が見込まれ、依然として財源不足が懸念されます。こうした厳しい財政状況においても、活力と魅力あるまちづくりを進めるためには、その財源の確保が大変重要であります。次代に誇れるまちづくりを積極果敢に進めるためにも、町民の皆さん並びに町議会議員各位の御協力をいただきながら、健全な財政運営に取り組んでまいりたいと存じます。

3 主要な施策の推進

次に、平成24年度において、私が取り組む主要な施策の推進について、第5期厚岸町総合計画の5本のまちづくりの柱に沿って申し上げます。

(1) 自然との調和を大切にした快適で安全なまちづくり

まちづくりの柱の一点目は、「自然との調和を大切にした快適で安全なまちづくり」であります。

古くから自然の恵みを受けながら今日の繁栄を築き上げてきた厚岸町にとって、豊かな自然環境は生活や産業振興の基盤として大切な財産であります。将来にわたって厚岸町が振興発展するためには私たちの営みが自然環境と調和することが重要であります。

「厚岸町豊かな環境を守り育てる基本計画」においては、「持続可能な産業と生活のために」と定め、目指す環境の姿を実現するために、各項目ごとに施策の基本方針のもと、行動指針と環境定量目標を掲げて取り組んでおります。

特に、厚岸湖・湾の水質保全については、関連する関係団体と密接に連携しながら広域的な取組である河畔林の造成やカキ殻による水質浄化実証試験などを継続実施してまいります。

厚岸町環境マネジメントシステムは、環境の負荷を軽減する取組であり、厚岸町の豊かな自然環境を守り育てていくため、厚岸町の施設はもとより、まちの将来を担う子どもたちが環境を意識した取組として行う学校版環境マネジメントシステムを継続して実施いたします。

年々頭数が増加し全道的な問題になっているエゾシカについては、野生鳥獣対策協議会の協力のもと、北海道や地元猟友会と連携し、山間部の有害駆除頭数を増やすとともに、市街地に出没し駆除要請の多い湖南地区においても引き続き駆除を実施してまいります。

また、北海道が主体となり、道有林内でエゾシカの効果的な駆除方法を検討・試行するエゾシカ捕獲技術開発事業を引き続き実施していただくよう要請してまいります。

水道事業については、赤字が続く一方、施設の老朽化が進み経営改善が急務となっておりましたが、昨年の第4回定例会において水道料金を改定する条例の可決を受け、安全・安心な水道水の安定供給に必要な経営基盤の強化を図るため、本年4月から新しい料金に改定いたします。

改定により本年度の営業収益は昨年度に比べ約4,000万円の増額となり、収益的収支は5年ぶりに黒字となる見込みであります。なお、料金改定にあたっての町議会の附帯決議も踏まえ、引き続き経営の改善に取り組みながら、施設の維持・更新を計画的に実施し、水道事業の健全な運営に努めてまいります。

本年度は宮園配水池の改築工事に着手し、送水管の一部を整備するほか、桜通り配水管や尾幌3号配水管などの布設替えを行うとともに、仕切弁の更新や厚岸浄水場の活性炭注入設備の改修などを実施してまいります。

また、良質な原水を安定的に確保する上で重要な水源かん養林については、引き続き環境保全基金を活用し取得してまいります。

快適な生活環境の創出と、厚岸湖・湾などの水質を保全するために重要な下水道事業については、白浜1丁目と4丁目、宮園4丁目地区

などの污水管整備を継続して実施し、整備区域の拡大を図るとともに、水洗化率の向上に努めてまいります。

雨水対策では、住の江地区と宮園3丁目地区の雨水管整備を引き続き実施し、雨に強いまちづくりを進めてまいります。

これまで整備した下水道施設の適正な維持管理と効果的な更新などによる経費の縮減に取り組むとともに、適正な受益者負担により健全な運営に努めてまいります。

また、公共下水道計画区域以外の施設整備については、対象地区の意向を把握しながら効果的な整備手法について引き続き検討を進めてまいります。

幹線道路の整備については、床潭末広間道路や太田門静間道路の改良舗装事業を継続するほか、生活道路では、光栄、宮園、港町及び門静地区の道路整備を計画的に進めるとともに、損傷が著しい舗装箇所の補修事業を進めてまいります。

また、安全で快適な道路環境の整備として、プライベート道路の防雪柵設置や桜通りの歩道改修のほか、区画線の補修などを進めてまいります。

さらに、橋梁の老朽化対策を図る必要があることから、橋梁長寿命化修繕計画策定に向けた橋梁点検調査を実施いたします。

鉄道やバス輸送の公共交通は、高齢化が進む中、生活を支える交通手段として、継続的な維持・確保がますます重要となっていることから、今後の厚岸町の生活交通としてどのような形態が適しているのか、地方バスへの国の補助制度の有効活用も含め総合的に検討してまいります。

また、引き続きスクールバスの町民利用を全路線で実施するなど、

町有バスの有効利用を図るとともに、北海道厚岸翔洋高等学校への通学に対し有効な路線の確保に努めるなど、利用促進も図りながら町民の利便性の向上に努めてまいります。

住環境については、安全で安心できる暮らしのため、「厚岸町住宅マスタープラン」や「厚岸町公営住宅ストック総合活用計画」に基づき、民間業者とも連携を図りながら住環境の整備向上と定住の促進に努めるほか、リフォーム支援の検討を進めてまいります。

また、町営住宅の整備では、引き続き湖南地区市街地への町営住宅建設に向けて検討を進めてまいります。

土地利用については、土地の境界を明確にする地籍修正事業を継続して行い、土地に関するトラブルの解消や財産管理が適正に行われるよう、地区住民の理解と協力を得ながら境界確定に努めてまいります。

消費生活については、未だに振り込め詐欺や架空請求など詐欺行為が横行し、特に最近では、インターネットによる通信販売での詐欺行為や悪質な訪問販売によるトラブルが多発しており、深刻な社会問題となっております。また、その手口も年々巧妙化してきております。

消費者被害に巻き込まれる町民を可能な限り防ぐためにも、関係機関・団体との連携を密にしながら、きめ細かな情報提供に努めてまいります。

また、被害者を救済するための相談業務は、専門の相談員が配置され体制が充実している釧路市に引き続き委託するとともに、町民からの消費生活相談にスムーズな対応を図るため、厚岸町における相談窓口のスキルアップに向けても取り組んでまいります。

消防については、釧路東部消防組合が行う、地域の初期消火体制の強化を図るための若松地区の消火栓の新設、厚岸消防署第2分団に配

備している小型動力ポンプの更新、水難救助等の活動を安全確実に行うための救助用資器材の更新について支援してまいります。さらに、消防救急活動の高度化と電波の有効利用の観点から、平成28年5月31日までに、現在のアナログ方式からデジタル方式に移行することとされている消防救急無線のデジタル化の整備に向けた電波伝搬調査について支援してまいります。

防災については、いつ起きてもおかしくない500年間隔地震などの大地震、大津波の発生、さらにはその発生による大規模災害に備え、厚岸味覚ターミナル・コンキリエと厚岸中学校を役場庁舎に代わる災害対策本部とするための必要な整備や、避難階段、避難場所、防災資器材、備蓄品の整備を進めてまいります。

また、新たに北海道から示されることとなっている地震・津波想定と津波浸水予測図に基づき津波ハザードマップを見直し、これを全戸に配付するほか、「地震・津波防災対策アクションプログラム」に基づき、災害時における新たな応援協定の締結、津波避難計画など各種計画の策定、避難所運営マニュアルをはじめとする各種マニュアルの作成など、予防・応急対策を推進してまいります。

さらに、地震・津波対策にあつて最大の懸案事項である厚岸味覚ターミナル・コンキリエの防災拠点化に向けたさらなる整備や、地域住民の念願である真栄地区と宮園地区から高台に上る避難路の整備についても、その実現に向け、引き続き必要な要望活動を行いながら、国や北海道と協議を進めてまいります。

しかし、これらの整備事業や取組だけでは万全な対策にはなり得ません。東日本大震災を振り返ると、行政だけの対応では町民を守ることは限界があり、「自助・共助・公助」の役割分担と協働による取

組が重要であると考えます。

まずは、自らがいち早く避難をするということが家族や他人の命を救うことになるということを、町民の皆さん一人ひとりが認識し実践していただくことが最も効果的な予防対策といえることから、本年度も、沿岸住民の避難意識の醸成に向けた防災講演会を継続して開催するとともに、内容をさらに充実させた防災訓練を実施してまいります。

また、「自分たちのまちは自分たちで守る」という地域防災力を高める必要があることから、自治会における自主防災組織のさらなる組織率の向上と組織の活性化を図るため、特に沿岸地区自治会に対し、これまで以上の働きかけを行うとともに、必要な支援を行ってまいります。

さらに、防災意識の醸成には、子どもの頃から地震・津波の恐ろしさと避難の重要性を認識させることが重要と考えることから、沿岸地域の学校、保育所を対象とした防災教育を推進してまいります。

治山対策については、急傾斜地の山地崩壊などから町民の安全な生活の確保と財産を守るために北海道が事業主体となり、本年度は奔渡、梅香及び筑紫恋^{ちくしこい}地区の3カ所において治山工事が行われます。今後も危険が予想される地区の予防治山工事を北海道に要望してまいります。

治水事業では、汐見川、奔渡川の護岸改修事業を継続して実施いたします。

また、別寒辺牛川水系の4河川において継続的に河川調査を行うとともに、土砂生産源対策基本計画に基づき、フッポウシ川、トライベツ川において土砂生産源対策工事を継続するよう要望してまいります。

廃棄物対策については、平成25年度から予定している生ごみの分別収集にあたり、山の手地区の一部をモデル地区として試験的に分別収集を行ってまいりました。

本年度は、その結果を十分検証し、対象地区での説明会や水切り容器の購入、堆肥センターへの異物除去設備の導入など、実施に向けた準備を進めてまいります。

このことにより、焼却ごみ量の削減とリサイクル率の向上に努め、ごみ焼却処理場と一般廃棄物最終処分場の延命化を図ってまいります。

また、し尿処理施設については、老朽設備を更新するとともに、し尿収集量の減少に対応した適正な処理に努めてまいります。

地域情報化については、昨年、全世帯に設置した告知情報端末を活用し、防災行政無線と併用しながら、行政情報をはじめとするさまざまな情報の提供を行い、また、光通信網の特性を生かした新たな行政サービスのあり方について検討してまいります。

(2) にぎわいに満ちた活力と魅力あるまちづくり

まちづくりの柱の二点目は、「にぎわいに満ちた活力と魅力あるまちづくり」であります。

野田首相は、昨年11月に「TPP交渉参加に向け関係国との協議に入る」と表明し、本年1月開催の通常国会における施政方針演説の中でも、「日韓・日豪交渉を推進し、日中韓やASEAN（東南アジア諸国連合）を中心とした広域経済連携の早期交渉開始を目指すとともに、環太平洋パートナーシップ協定、いわゆるTPP協定への交渉

参加に向けた関係国との協議を進めていきます。」と述べ、各国との事前協議を行い、早期の参加を目指すとしております。

漁業と農業を基幹産業とする厚岸町にとって、貿易自由化による関税の撤廃など国際市場の競争力に太刀打ちできない現状の中では、T P P 参加による影響は計り知れません。このため、断固反対の立場を堅持しつつ、関係する団体と協調し反対行動に取り組むと同時に、厚岸町を支える力強い一次産業の確立に向け取り組んでまいります。

ここでまず、水産業についてであります。

漁業生産基盤の整備とつくり育てる漁業の推進は、水産業の発展に欠かせない重要なものであります。

厚岸漁業協同組合が事業主体で例年実施している昆布漁場改良事業や漁場造成環境調査事業などの沿岸漁業の振興事業について支援を継続するとともに、これらの効果的な事業展開が図られるよう釧路地区水産技術普及指導所などの関係機関との連携を強化してまいります。

また、漁業経営を維持する上で、担い手の育成・確保も重要な課題であります。このため、厚岸漁業協同組合や北海道厚岸翔洋高等学校など関係機関と連携し、各種研修制度の活用や情報の収集と提供に努めてまいります。

漁港の整備では、厚岸漁港において、地元漁業者の悲願であった門静地区の副港が本年度から供用開始となり、漁業作業環境などの改善が図られます。

厚岸漁港は、流通、加工などを含めて安全で安心な水産物を全国に供給する重要な役割を担っていることから、衛生管理型漁港施設の整備の必要性が「厚岸地域マリンビジョン計画」にもうたわれており、水産物の付加価値向上を図るための施設の整備手法について、国や北

海道、厚岸漁業協同組合と実現に向けた具体的内容の協議を進めるとともに、懸案となっている港町北側の湖内地区護岸施設の冠水対策についても、引き続き関係機関に要望してまいります。

さらに、老朽化が著しい港町の漁港休憩施設については、厚岸漁港への水揚げに大きく貢献する外来漁船の乗組員の厚生施設として、全面改修を行ってまいります。

床潭漁港については、西側泊地^{はくち}の静穏が保たれていないことから、外防波堤の設置を地元から強く求められており、その実現に向けて引き続き北海道に要望してまいります。

また、高潮や波浪などから海岸を守るための海岸保全事業については、地元漁業者から多くの要望を受けており、計画的かつ着実に整備されるよう引き続き北海道及び国に強く要望してまいります。

カキ種苗センターについては、漁業関係者などの努力により厚岸を代表するブランドとして知名度が高い「カキえもん」の種苗生産にあたって、引き続き良質な稚貝の安定的な提供に努め、カキ養殖漁業者の生産を支援してまいります。

さらに、養殖技術の向上のため調査研究を推進し、長期的な視野に立った厚岸湖・湾の水質調査や効率的な生産技術の開発、カキの衛生管理対策について取り組んでまいります。

昆布漁業については、安定生産・安定供給に努めておりますが、依然として昆布の消費は低迷していることから、消費拡大の取組支援を継続してまいります。

近年、消費者の食の安全・安心に対する関心が高まっておりますが、水産物の衛生管理講習会の開催や衛生管理型漁港施設の検討などを通じて、地域の実態に即した地域ハサップの取組を進めてまいります。

アザラシ対策については、平成19年度から21年度にかけて環境省のモデル事業として、アザラシの生態や被害状況の把握、防除対策の検討などが行われ、その後も東京農業大学などの研究者と漁業者、厚岸漁業協同組合が協力し、継続的な調査が行われております。昨年は震災の影響により中断されましたが、本年度改めて調査が継続される予定になっておりますので、これに協力してまいります。

次に、農業についてであります。

厚岸町の農業の主体となる酪農の経営環境は、飼料価格の高騰などにより引き続き厳しい状況となっておりますが、本町の酪農を存続させるためには、足腰の強い経営基盤を確立しなければなりません。このため釧路太田農業協同組合及び浜中町農業協同組合や関係機関と連携しながら生産活動を支援する効果的な取組に努めてまいります。

農業基盤整備事業については、国の土地改良事業予算の大幅削減により、引き続き大変厳しい状況となっております。しかしながら、良質な粗飼料確保のためには、生産基盤整備が必要不可欠であることから、道営事業により厚岸東部地区とトライベツ地区で草地整備事業が継続実施されるほか、本年度から新たに尾幌第2地区が事業着手される予定となっております。

また、釧路太田農業協同組合で運営するコントラクター（農作業受委託）事業に用いる作業機械の導入を支援し、良質な粗飼料を生産する草地型酪農経営を推進してまいります。

さらに、本年度から浜中町農業協同組合が事業主体となり、トライベツ地区において計画してきた混合飼料を調製して供給するTMRセンター事業の調査設計に着手する予定となっております。

中山間地域等直接支払制度については、釧路太田農業協同組合及び

浜中町農業協同組合や農業者との連携を密接にしながら、地域に根ざした効率的な事業展開を支援してまいります。

家畜防疫については、厚岸町家畜自衛防疫協議会など関係機関と連携し、家畜伝染病の発生予防のため、消毒の徹底や関係者以外の農場への立入制限など、指導と協力を努めてまいります。

町営牧場では、良質な粗飼料の自給率向上を目指し、本年度から土壌診断に基づき計画的に採草専用地の簡易更新を行ってまいります。また、ファームダンプなどの管理用機械を更新するとともに、育成牛の受入体制と飼育環境の充実に努めてまいります。

今後も、酪農家個々の飼料自給率の向上と低コストで優良後継牛を確保する酪農支援システムにおける町営牧場が果たす役割は大きく、引き続き預託牛の適正な育成管理のもと牧場運営経費の節減と、なお一層の飼養管理技術の向上に努め、酪農家の事業継続に対する期待に応えてまいります。

担い手の育成・確保については、後継者の不在や経営者の高齢化が顕在化する中で、家族での経営継承を基本としながらも、将来的な新規就農者の支援体制について関係機関と協議し、新たな就農支援体制の構築に努めてまいります。

次に、林業についてであります。

森林は、地域環境の保全に大きく貢献し、私たちの生活と深く関わっていることから、適切な管理と育成を行う必要があり、「厚岸町森林整備計画」に基づき長期的な視点に立った整備を進めてまいります。

町有林については、森林のもつ公益的機能がより増進するよう樹木の少ない林地への植栽、成長を促す保育下刈り・枝打ち・除間伐、複層林化を図る更新伐を行い、皆伐を行わずに針葉樹・広葉樹の混交林

化を進めてまいります。

私有林については、森林施業の集約化を図るために森林整備地域活動支援交付金事業を継続実施するほか、森林所有者が主体的に森林の整備や保全を行うよう民有林振興対策事業や森林整備担い手対策推進事業などを引き続き実施してまいります。

また、森林の適切な施業・管理のため、本年度から林業専用道ルートシュポール線と片無去線整備事業に着手するほか、北海道が事業主体となり森林管理道サンヌシ線の整備に着手いたします。

昨年から太田地区で開催しております町民の森植樹祭については、これまで同様に厚岸町民の森造成実行委員会の主催事業として植樹祭を支援してまいります。

きのご菌床センターについては、老朽化した冷却室フィルターボックスを抗菌性能の高いものに改修するほか、自動接種機の導入により雑菌の混入による菌床の製造ロスを抑制し、引き続き高品質な菌床の安定供給に努めてまいります。また、生産者を取り巻く経営環境は、価格の低迷など非常に厳しい状況にありますが、生産者が行う販売促進活動などの取組を支援してまいります。さらに、新規着業者の募集を継続するとともに、生産者と一体となった受入体制づくりに努めてまいります。

次に、商工業、観光、雇用についてであります。

混迷が続く国内外の経済情勢や消費ニーズの多様化などの要因により、厚岸町における経済も依然として厳しい状況にあります。また、釧路市内のみならず厚岸町内でも大型店による低価格競争が起きております。地元の商工業者は価格面では太刀打ちできない状況となっているほか、日常生活圏の拡大や人口の減少により地元での消費購買力

が減少しております。地元商工業者の安定した経営を持続するためには、地域経済を主導する厚岸町商工会の役割はますます重要なものになっており、緊密な連携を図りながら支援を継続してまいります。

消費購買力の流出抑制と地元消費の拡大を目的として昨年度実施したプレミアム付商品券の発行については、付加価値の魅力による地元商店街への利用効果などもあり、加盟店のみならず町民からも高い評価を得ております。厚岸町への直接的な経済波及効果と町民の生活支援という側面もあることから、厚岸町商工会からの継続実施の強い要望も踏まえ、本年度も引き続き支援してまいります。

また、昨年4月から施行した「厚岸町中小企業振興基本条例」の趣旨に基づく中小企業振興施策の具体化に向け、関係機関・団体との議論を深めながら振興計画を策定いたします。

さらに、中小企業の経営基盤の強化、安定、設備の近代化に欠かせない金融の円滑化に向けて、厚岸町の融資制度をはじめとする各種公的資金の周知と有効な活用促進を図るため、厚岸町商工会や金融機関と連携して取り組んでまいります。

北海道全体における観光客の入り込み数は、昨年度上半期は東日本大震災の影響を受けて大幅に減少していましたが、現在では、国内のほか、中国や台湾といった東アジアからの観光客も震災前までの状況に回復しつつあり、この道東地域においても同様となっております。

また、観光旅行の形態については、団体旅行から小グループ、個人型へ、さらには、観光客のニーズもアウトドアやエコツーリズムなどへと変化しております。

こうした状況の中、厚岸町においては受け入れる側として、多種多様化する観光客のニーズに的確に応えられるガイドや地域コーディネ

ーターといわれる人材の育成は大きな課題となっております。これらは、行政のみで対応することは不可能であり、厚岸観光協会や観光関係者などとの連携した取組が必要不可欠となることから、受入体制整備の検討を進めてまいります。

また、厚岸町の花「ヒオウギアヤメ」の群生地である原生花園あやめヶ原のトイレは、昭和60年に建設されたままの状態です。老朽化が進み、観光客からは不衛生との酷評が寄せられていたことから、本年度は全面改築を行い、イメージの改善を図るなど、魅力の向上に努めてまいります。

さらに、四季折々の新鮮な観光情報については、町のほか厚岸観光協会のホームページとも連携を図り、利用者への的確な情報発信に取り組むほか、釧路地域活性化協議会や釧路町・厚岸町・浜中町広域観光推進協議会など関係機関と連携しながら広域観光の推進に取り組んでまいります。

厚岸道立自然公園の国定公園化については、厚岸湖での将来的な漁業活動への影響を懸念する漁業者の不安を払拭するため、厚岸漁業協同組合と連携を密接にしながら関係機関・団体との調整を進め、早期実現に努めてまいります。

厚岸味覚ターミナル・コンキリエについては、昨年、東日本大震災の影響による入館者の減少やカキの仕入れ価格の高騰などにより、予想をはるかに上回る厳しい経営状況となりました。食や味覚を核とした厚岸観光の中核拠点施設としての役割を担うため、経営の健全化に向けた取組や機能の充実を一層図りながら、産業振興と地域活性化への寄与に努めてまいります。

また、本施設は建設後18年を経過して老朽化が進んでおります。

特にレストランの厨房設備は老朽化が著しいため設備更新などを図り、接客サービスの向上に努めてまいります。

雇用情勢は厚岸町のみならず釧路管内全域において大変厳しい環境にあります。このような中、新卒者の多くが就業の場を求め町外に流出しており、地元における雇用の安定と確保が求められています。一方、企業が求める人材と求職者の条件が合わないというミスマッチが原因と思われる若年層の早期離職の増加が問題となっています。

このことから、地域経済の発展や活性化を支える担い手となる新卒者や若年層の就業の場を確保するため、厚岸町雇用対策連絡会議などを通じ、町内の各企業、団体に働きかけてまいります。

季節労働者対策では、釧路地域通年雇用促進支援協議会が実施する求人開拓、資格取得支援事業などの情報提供を引き続き行ってまいります。

このほか、国・北海道が実施する各種雇用施策について、ハローワークや釧路総合振興局などの関係機関との密接な連携を図ってまいります。

(3) やさしさあふれ健やかに安心して暮らせるまちづくり

まちづくりの柱の三点目は、「やさしさあふれ健やかに安心して暮らせるまちづくり」であります。

町民の健康保持増進については、健康増進計画「みんなすこやか厚岸21」の見直し作業に取り組み、町民一人ひとりが心身の健康を保持・増進し、生涯にわたり主体的な健康づくりが行われる環境の整備に努めてまいります。

保健予防サービスの充実に向けては、各種健康診査の受診勧奨を図り、生活習慣病の予防と疾病の早期発見に努めてまいります。また、女性特有のがん検診の推進や各種の予防ワクチン接種の継続に加えて、新たに高齢者肺炎球菌ワクチンの接種と大腸がん検診の受診率向上に向けた事業に取り組むとともに、各種感染症に対する危機管理のための周知と予防接種の勧奨を図ってまいります。

さらに、健康教育・保健指導の充実に向けて、地域の健康づくりの支援に努め、妊婦健康診査費用についても引き続き支援してまいります。

次に病院事業についてであります。

町立厚岸病院は、町民の命と健康を守り、誰もが元気で安心して生活できる地域社会を支える拠点医療施設であります。その診療の基本は、常に町民の立場に立ってあらゆる健康問題を患者やその家族と、生活する地域をも含めた生活環境全体を総合的に把握しながら、患者と一緒に診察を進める「かかりつけ医」による患者中心の医療であります。

そうした医療を維持するためには、医師の確保と看護師などスタッフの充実に努めるとともに、職員の一層の知識と技術の向上や情報の共有を図り、良質な医療の提供と優しさのある患者対応に意を配してまいります。

外来診療体制では、内科、外科、小児科の基本診療科の継続と、加えて整形外科、脳神経外科の専門外来を釧路市内の総合病院との病病連携によりこれまでどおり定期で設置してまいります。

また、病棟体制は、昨年改訂した「町立厚岸病院改革プラン」に基づき、医療療養病床を廃止して一般病床55床に縮小・再編すること

で、病床利用率の向上と収支改善を図り財政負担の軽減に努めてまいります。

そのほか、これまでも町立厚岸病院が担ってまいりました一次救急と専門・高度医療への医療連携を強化するとともに、健康診断やワクチン接種などの予防医療の取組も堅持してまいります。

廃止とする2階病棟については、一層の高齢化の進行を見据えた上で最も有効な転用策として、町立厚岸病院と特別養護老人ホーム心和園の中間的な施設であり、介護保険が適用となる医療機関併設型小規模介護老人保健施設へ転換することで、自宅での療養や介護を必要とする高齢者の自立を支援し、医学的管理のもとで家庭復帰を目指す新たな入所施設として活用を図ってまいります。

今後は、病院と介護老人保健施設が補完し合い、他の高齢者施設と密接な連携のもとで運営を進め、地域生活への復帰を重視した診療とリハビリテーションの充実を図ることで、高齢化社会を支援する医療と福祉の取組を進めてまいります。

小児救急やドクターヘリ運航など、2次医療圏、3次医療圏における広域救急医療体制については、引き続き拠点となる医療機関や関係機関との連携を図ってまいります。

健やかに、いきいきと自立して暮らすことは、町民全ての願いであります。誰もが住み慣れた地域で安心して自立した日常生活を送ることができる環境をつくるため、地域福祉に関わる全ての人や団体とのネットワークを構築した上で、共に支えあい、助けあう地域づくりを目指し、「厚岸町地域福祉計画」の推進に取り組んでまいります。

近年、少子高齢化の進行や地域における相互扶助機能が低下し、地域の福祉のあり方に関心が寄せられている中、道内で高齢夫婦と知的

障害者の孤立死が相次いであったことは、日頃からの声かけや見守りの大切さを実感させられ、その対策が急がれているところでもあります。

厚岸町では、災害時等要援護者の情報のデータベース化を進めており、この事業の中で、地域の人々や関係機関などと情報を共有できるものは共有し、日頃からの声かけや登録内容の確認時などに生活状況が把握できるよう、全町的な見守り支援体制を整備してまいります。

また、自殺・うつ病等の対策として、専門家による町民向けの講演会の実施やパンフレットの配布などにより、自殺を予防するための環境整備に努めてまいります。

高齢者施策については、本年度を始期とする「厚岸町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づく事業推進を図ってまいります。

本年度からは、改正介護保険法により、高齢者が地域で自立した生活を営むことができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供し、高齢者を包括的に支える「地域包括ケア」の推進に向けた取組が求められております。厚岸町では、地域包括支援センターがそのシステム構築に向けた中心的立場を保つことができるよう、職員の資質向上に取り組みながら、関係機関との連携強化に努めてまいります。

介護サービス事業については、特別養護老人ホーム心和園及び在宅老人デイサービスセンターにおいて、職員の資質の向上と利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、効率的な事業運営を推進してまいります。

障害福祉制度は、仮称・障害者総合福祉法の制定までの間、低所得者の利用者負担の無料化など、さまざまな見直しが行われております。本年度から3年間の経過措置はあるものの、介護保険制度と同様に個

別にサービス利用計画を作成することとなっており、相談支援事業者の確保が重要な課題となっていることから、関係機関との連携の構築に努めてまいります。

また、福祉サービスでの対応が困難な人に対し、関係機関と連携しながらサービスの補完を図り、地域福祉のニーズに応えるため実施してきた地域訪問支援事業は、地域活動支援センター事業として引き続き実施することとし、就労支援事業者などとの連携を図ってまいります。

なお、児童発達支援については、これまで児童福祉法と障害者自立支援法による対応となっておりましたが、本年度から児童福祉法に一本化されることにより、相談支援システムとサービス提供について再構築が行われることから、子ども発達支援センター利用者の相談支援やサービスの提供について、関係機関と協議し必要な体制整備を図ってまいります。

また、9月には、釧路管内で北海道障害者スポーツ大会が開催され、厚岸町ではサッカー競技が行われることから、この大会の成功に向け関係機関と連携を図り協力体制を築くとともに、障害福祉の啓発にも努めてまいります。

子育て支援施策では、厚岸町の単独事業として、子育てお助けブックの配付、保育料の助成、出産祝金の支給、妊婦健康診査通院費の助成を本年度も継続し、制度の周知と利用の促進に努めてまいります。

保育所については、平成25年度から段階的な実施を行う検討がなされている「子ども・子育て新システム」について、国の動向を注視してまいります。

また、保育士と児童厚生員の資質向上を図るため、研修機会の確保

に努めてまいります。

次に、社会保障制度についてであります。

国民健康保険特別会計は、医療保険制度が頻繁に見直しされる中、国庫負担率の引き下げなど引き続き厳しい運営が予想されることから、特定健康診査などの推進による医療費の抑制や、保険税の収納対策の推進など給付財源の確保に努めるほか、関係機関と連携して制度の安定化に向け、国などに抜本的な支援策を要請してまいります。

また、後期高齢者医療制度については、現行制度を廃止し新たな制度へ移行するとしておりますが、不透明な部分が多いことから、今後の動向に注視しつつ当面は現行制度について、北海道後期高齢者医療広域連合と連携を密にし、円滑な事業の運営に努めてまいります。

介護保険制度については、適正なサービスの提供はもとより、安心してサービスが利用できるよう介護サービス事業者との連携を強化するとともに、介護予防事業の充実を図り、町民の介護予防意識の向上に努めてまいります。

生活保障と自立支援については、各種制度の活用と生活保護制度を適正に運用するとともに、生活実態に即した相談支援に努めてまいります。

(4) 個性と感性がきらめくまちづくり

まちづくりの柱の四点目は、「個性と感性がきらめくまちづくり」であります。

次代を担う子どもたちが将来に夢を持ち健やかに育つ環境を整えることは、行政の重要な使命であります。

そこで、私に関係する教育行政について申し上げます。

厚岸中学校の現在の暖房は、老朽化による改修が急がれる状況であることに加え、湖南地区の防災拠点としての位置付けもあることから、方式を含めた暖房の改修計画を策定いたします。

また、厚岸中学校と太田小学校の体育館の床改修事業を行うほか、学校施設の維持管理などに努めるとともに、安全なスクールバスの運行確保のため、老朽化した車両を更新いたします。

就学支援については、私立幼稚園への支援や経済的理由による就学困難な児童生徒の保護者に対する就学支援に加え、北海道厚岸翔洋高等学校に通う生徒への支援として通学バス定期券購入助成の継続などを、教育委員会と連携を図りながら進めてまいります。

次に、地域から増改築要望のあります太田地区公民館につきましては、耐震診断の結果、一部に耐震性能がないことが判明したことから、移転改築も含めた事業の検討を進めてまいります。

(5) みんなでつくる協働のまちづくり

まちづくりの柱の五点目は、「みんなでつくる協働のまちづくり」であります。

地域における活動の中心となる集会施設のうち、老朽化により改築を行った宮園鉄北地区集会所については、利用しやすい施設を目指すとともに、本年度から指定管理者制度を導入し、協働のまちづくりを推進してまいります。

姉妹都市の盟約を結ぶオーストラリアのクラレンス市とは、本年2月9日をもって30年を迎えました。その節目にあたり有意義な交流

を行いたく、クラレンス市への訪問を再度検討しているところであり、日程や具体的な内容などは、今後詰めてまいりたいと存じます。

また、山形県村山市との友好都市としての関係も20年を過ぎたところであり、交流の意義を再認識し、さらなる友好の絆を深める交流を進めてまいります。

次に行政運営についてであります。昨年5月に「地域の自主及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」いわゆる「第1次地域主権一括法」が、さらに8月には「第2次地域主権一括法」が公布されました。これまでは、北海道が作成した事務・事業の移譲リストの中から市町村が選択して北海道から権限の移譲を受けてきましたが、これら地域主権一括法の施行により、法定移譲となる権限が増し、市町村が行わなければならない業務が増大してまいります。

こうした中、町職員の総合的行政能力の向上を図るとともに、簡素で効率的な行政運営を一層推進してまいります。

次に、財政運営についてであります。

町財政は、地方財政健全化法に基づく財政指標について特別会計と企業会計を含めた全会計において、健全な財政運営を図る必要があります。

その中でも本年度においては、独立採算を求められる水道事業会計が、昭和55年以来となる料金改定によって収支の均衡が図られ、また病院事業会計が、病床を介護老人保健施設へ一部転換することによって一般会計からの財源補てんの減額ができる見込みであり、町財政にとって懸案であった企業会計改革を前進させます。

国が定めた平成24年度地方財政対策においては、東日本大震災へ

の対応予算は別枠として確保し、通常収支分については、増大する福祉・社会保障関連の地方負担を含めた上で地方にかかる歳出総額が前年度よりも0.8パーセント減額とする前提であり、そのために給与関係費、公債費、公営企業繰出金を減額とする地方財政計画のもとに地方交付税の総額確保を図ろうとしております。

このような国の地方財政対策のもと、厚岸町の一般会計では歳入のうち町税は、固定資産税の評価替えによる減がある一方、たばこ税の増が見込め、総額では前年度をやや上回る計上であります。

普通交付税は、前年度が地方全体で2.8パーセント増でありましたが、厚岸町は国勢調査人口の減により0.8パーセントの減と大変厳しい交付額となりました。本年度においても、国の予算案では交付総額は0.5パーセント増であります。基礎数値の減などにより、現段階では2年連続の減額を想定しております。

歳出では、給与費が前年比2.6パーセントの減、公債費が2.3パーセントの減であります。投資的経費は、前年度に大型事業である学校給食センター改築が完了したことから約6億円の減となり、町債発行見込額も約5億3,000万円の減となり、将来の負担額を圧縮することができました。

特別会計では、国民健康保険特別会計、下水道事業特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計が一般会計繰入額の増加となり、介護サービス事業特別会計については、当初予算では繰入額の減となりますが、多額の繰入が必要であります。新設する介護老人保健施設事業特別会計は、独自財源の範囲内で運営する予算計上とし、また簡易水道事業特別会計は、料金改定により独自財源による会計収支を保つことが可能となり、一般会計からの財源補てんを大きく減額す

ることができました。

収支不足のある特別会計への一般会計繰出総額は、前年度より約9,400万円増とする一方、経常経費は前年度当初並みを基本とし、喫緊の対応を要する大地震・大津波対策予算は平成23年度補正予算に計上して新年度への繰越執行分も含め予算対応を図るとともに、町民や団体の要望をくみ取り新規施策の予算化も図っております。

一般会計において、不足する財源については、臨時財政対策債を約2億6,000万円計上し、平成22年度決算剰余金処分や平成23年度補正予算で積み戻すことができた積立基金から約4億4,000万円繰り入れて収支の均衡を図り、一般会計予算案は、75億8,622万円で、前年度に比較して、7.9パーセント、約6億5,000万円の減であります。

7つの特別会計総額では、約40億9,000万円で、前年度と比較して4.1パーセント、約1億6,000万円の増であります。一般会計・特別会計の当初予算合計では約116億8,000万円、前年度に比較し4.1パーセント、約4億9,000万円の減であります。

年度途中における除雪経費などの追加の財政需要に対応するため、2年連続の普通交付税の減額を想定してもなお、しっかりと補正財源を確保し予算執行に支障がでないよう努める所存であります。前年度よりも厳しい財政運営が強いられる状況にあります。

こうした財政状況にある中、本年度においては、平成25年度を始期とする第4次財政運営基本方針を策定いたします。

将来の人口減少と年齢階層人口の変化などによる財源に見合う公共サービスはどうあるべきかを考え、費用対効果や効率的な執行の視点をもって歳出構造の見直しを行い、自律・安定した財政運営を目指し

てまいります。

4 むすび

以上、平成24年度の町政を執行するにあたっての基本姿勢と将来のまちづくりを見据えた主要な施策の概要について申し述べました。

未曾有の災害をもたらした「東日本大震災」から、まもなく1年が経とうとしております。

本町におきましては、特に、カキ養殖施設やアサリ礁が甚大な被害を被り、漁業者に復旧の意欲を喪失させるほどの損害を与えました。幸いにも関係者の素早い対応と関係機関の支援と協力により、国と北海道から早期の財政支援を受けるとともに、基幹産業である漁業を守るため、町としてもその対応に全力を尽くしたところであります。昨年来、厚岸漁業協同組合が事業主体となり、懸命な復旧作業が行われております。

昨年11月、ブータン王国のワンチュク国王が、国賓として日本に招かれ、国会でのスピーチの中で「不幸からより強く、より大きく立ち上がれる国があるとすれば、それは日本と日本国民であります。私はそう確信しています。」という、震災復興への祈りを込め、励ましの言葉を述べられ、多くの日本国民の心を打ったのです。

厚岸町民には、どんな困難があろうとも見事にそれを克服し、新たな発展を成し遂げることができる、その力があると確信しております。

私は、これまでの経験を生かしながら、さらに創意と工夫を重ね、町民の皆さんとともにあらゆる困難を克服し、確かな展望を切り開い

ていく決意であります。

町民と町議会議員の皆さんの御理解、御協力をいただきながら、夢と誇りを持てるまちづくりに向かって一步一步、確実に前進することを念じつつ、私の所信とさせていただきます。